

2022(令和4)年12月1日

有限会社COO&RIKU 御中
株式会社COO&RIKU東日本 御中

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

理事長 池本 誠司



通 知 書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当会では一般消費者と事業者との間で締結される消費者契約につき、消費者の権利擁護の観点から、広告表示、勧誘方法及び契約条項等についての検討を行っております。

この度、貴社のウェブ広告「COO&RIKUペット売買契約書」に関し、下記のとおり、御通知いたします。

なお、本通知書は当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

貴社の「COO&RIKUペット売買契約書」(以下、「本件契約書」といいます。)の以下の条項について、貴社に対して、これら条項の意味を問い合わせたところ、第1条は、あくまで自己都合での取消をできないとしているのみで、民法や消契法などの法令に定められている場合における解除、取消等を制限するものではなく、第5条についても、民法上の契約不適合責任の別途に代わりの犬猫を提供することを定めたものであって、民法における契約不適合責任(解除や減額)を制限したものではないとのことでした。

第1条 乙は本件契約に定める場合を除き、自己の都合でこの契約を取り消すこと(返品・交換・買戻請求等)はできない。

第5条 引渡し後3ヶ月以内に、当該ペットにペットとしての通常の生活に支障をきたす重大な先天性疾患が発見された場合又は当該先天性疾患が原因で死亡した場合は、甲は乙に対し、生体価が同程度の犬猫を提供するものとする。

そのため、消費者が、貴社に対して、契約不適合責任の履行を求めた場合に、契約

書の規約を理由として拒否をするということになります。

つきましては、かかる運用がなされているということであれば、当会の申入れとしましては、一旦、終了とさせていただきますが、今後も、貴社から上記の条項等を理由として民法における契約不適合責任（解除や減額）の対応を拒否されたなどの消費者からの苦情・相談等の情報に注視させていただき、仮に、苦情・相談等の件数が増加するようであれば、再度、申入れをすることがありますので、ご留意ください。

なお、従前にもお伝えしておりますとおり、ペットという特定性から、単なる「物」ではなく、その個体差・対象の特定性・非代替性が存するものであって、契約不適合責任との関係においては原始的に履行不能として解除（民法 542 条 1 項 1 号）、又は、追完不能として代金の減額（事実上の返金）請求ができる（民法 563 条 2 項 1 号）ものと考えられます。また、その請求期間についても、上記の 3 か月に限定するものではなく、法令上は、あくまで「買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知」をすれば足りるものとされています。

さらに、消費者契約法第 3 条第 1 項第 1 号において「消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること。」、同項 2 号において「消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること。」が努力義務として規定されておりますことも踏まえて、契約内容等について、消費者が誤解することがないように対応するようにお願いいたします。

以上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局：加藤

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444